

令和3年度 第6回中区協議会

会議資料

【協議事項】

- ア 浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり
推進条例（案）のパブリック・コメントの実施について
- イ 旧東田町地下駐車場（現エムテッククリエート浜松東パーキン
グ）の閉鎖について

令和3年11月25日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例(案) のパブリック・コメントの実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う風評被害や誹謗中傷、ワクチン接種にかかる差別などの人権侵害が報告されている。また、多文化共生都市を目指す浜松市の外国人市民や、性的マイノリティの方への誤解や偏見の解消が、社会的な課題となっている。</p> <p>目的：課題の解決を図るため、人権を尊重し、人種、国籍、障がいの有無や性的指向などの多様性を認め合う、不当な差別や偏見のない社会づくりを進めることを目指す条例を制定する。</p>		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<p>既存の人権施策推進計画や人権施策推進審議会を体系化し、浜松市が多様性に配慮した都市であることを示し、人権施策への取り組みを進めていく条例とする。</p> <p>(1) 人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくりの推進に関する基本理念を定める</p> <p>(2) 市及び市民等（市民及び事業者）の責務を明らかにする</p> <p>(3) 国籍等による差別の解消</p> <p>(4) 性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止</p> <p>(5) 不当な差別的扱いの禁止（(3)、(4)以外のもの）</p> <p>(6) 教育及び啓発</p> <p>(7) 市の基本的施策（浜松市人権施策推進計画）の策定、年次報告、調査研究</p> <p>(8) 浜松市人権施策推進審議会設置 (※制定済みの人権施策推進審議会条例の取込み)</p>		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年11月15日～12月14日</p> <p>市の考え方公表時期 令和4年1月予定</p> <p>施行時期 令和4年4月1日予定</p>		
担当課	福祉総務課	担当者	白柳 寿明 電話 457-2031

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市人権を尊重し多様性を認め 合う差別のない社会づくり推進条例 (案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例(案)」

とは

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う風評被害やワクチン接種にかかる差別、SNSを利用した誹謗中傷などの人権侵害が起きています。また、外国人市民の方へのいわれのない差別や、性的マイノリティ※1の方への誤解や偏見の解消が、社会的な課題となっています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、様々な人権問題や性的マイノリティの方への対応にも注目が集まりました。

このように、差別や多様性※2に関心の高まっている現在、人権に対する理解を深め、多様性を認め合い、不当な差別のない社会を実現することを目指して、条例を制定します。

※1 性的マイノリティ からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどの対象に向いているか）が、同性や両性（男女両方）に向いたり、いずれにも向かない人などがいます。社会的には少数派となるそのような人たちのことを、性的マイノリティといいます。

※2 多様性 人種や国籍、出身、年齢、性別、障がい、疾病の有無など人の持つ個性や特性をいいます。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年11月15日（月）～令和3年12月14日（火）

3. 案の公表先

福祉総務課、人権啓発センター、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館臨時事務所、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	人権啓発センター（クリエート浜松1階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1 人権啓発センターあて
③電子メール	jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-450-7702（人権啓発センター）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部福祉総務課 人権啓発センター

（TEL 053-457-2031）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例 (案)
趣旨・目的	人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関して、基本理念を定め、市と市民等の責務を明らかにし、その施策の基本となる事項を定めることで、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を図ることを目的とします。
策定（見直し）に至った背景・経緯	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う風評被害や誹謗中傷、ワクチン接種にかかる差別などの人権侵害が報告されています。また、多文化共生都市を目指す浜松市の外国人市民や、性的マイノリティの方への誤解や偏見の解消が、社会的な課題となっています。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	多様性や様々な差別に対して世の中の注目が高まる中で、既に策定している第2次人権施策推進計画や制定済みの人権施策推進審議会条例を体系化した人権条例をつくることで、浜松市が多様性に配慮し、不当な差別のない社会づくりに取り組むことを示していきます。
案のポイント (見直し事項など)	(条例の概要) 1 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関する基本理念を定める 2 市及び市民等（市民及び事業者）の責務を明らかにする 3 国籍等による差別の解消 4 性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止 5 不当な差別的扱いの禁止（上記3、4以外のもの） 6 教育及び啓発 7 市の基本的施策 (1) 浜松市人権施策推進計画の策定 (2) 年次報告 (3) 調査研究 8 浜松市人権施策推進審議会
関係法令・ 上位計画など	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和3年11月15日 案の公表・意見募集開始 令和3年12月14日 意見募集終了 令和4年1月 意見募集結果及び市の考え方の公表

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 基本的施策（第10条―第12条）

第3章 浜松市人権施策推進審議会（第13条―第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

世界人権宣言において、すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとし、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有するとしています。また、日本国憲法においても、すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。

しかし、多様性を容易に受け入れない意識から生まれる不当な差別や偏見は、現代の社会において大きな課題となっています。そして、この不当な差別や偏見を未然に防止していく努力が、強く求められています。

浜松市は、国内でも有数の外国人集住都市であることから、誰もが活躍できる浜松型の多文化共生都市を目指す上で、文化的違いによる不当な差別や偏見のない社会づくりが課題として認識されています。また、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別や偏見のない社会づくりも課題として認識されています。

私たちは、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、もって互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、不当な差別や偏見のない社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、宗教、学歴、価値観、障がい、疾病の有無等人の持つ個性や特性をいう。
- (2) 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人々が互いの人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、不当な差別がされないことを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、人権を尊重する社会づくりを推進する施策、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、市の実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会を実現するため、地域、職域、学校、家庭その他の様々な場において、不当な差別の解消に取り組むよう努めなければならない。

(国籍等による差別の解消)

第6条 何人も、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別をしてはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

(性的指向又は性自認の不当な差別的扱い等の禁止)

第7条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別をしてはならない。

2 何人も、他人の性的指向又は性自認について、正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

(不当な差別的扱いの禁止)

第8条 前2条に定めるもののほか、何人も、多様性を理由とする不当な差別的扱いをしてはならない。

(教育及び啓発)

第9条 市は、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う、不当な差別のない社会づくりに対する市民等の理解を深めるため、関係機関との連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

第2章 基本的施策

(浜松市人権施策推進計画)

第10条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市人権施策推進計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、浜松市人権施策推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、計画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

第3章 浜松市人権施策推進審議会

(設置)

第13条 市は、人権施策を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第14条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

(1) 人権施策の基本方針、計画の策定及び変更並びに実施状況に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関すること。

(委員)

第15条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、人権に関する知識経験を有する者その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第16条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(浜松市人権施策推進審議会条例の廃止)

2 浜松市人権施策推進審議会条例(平成20年浜松市条例第33号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に廃止前の浜松市人権施策推進審議会条例第3条第2項に規定する浜松市人権施策推進審議会(以下「旧審議会」という。)の委員の職にあった者は、施行日において、第15条第2項の規定により第13条に規定する浜松市人権施策推進審議会(以下「新審議会」という。)の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

4 施行日から令和5年3月31日までの間に委嘱される新審議会の委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

5 施行日の前日に旧審議会の会長の職にあった者は、第16条第1項の規定にかかわらず、新審議会の会長とみなす。

(見直し)

6 市は、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	旧東田町地下駐車場（現エムテッククリエート浜松東パーキング）の閉鎖について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>1 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成10年12月1日開設（収容台数196台） 平成23年度に市営駐車場としては廃止し、翌年度から施設を(株)エムテックに貸し付け、「エムテッククリエート浜松東パーキング」として営業開始。 <p>2 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械式設備の老朽化による故障により、平成27年11月には収容台数が100台程度にまで減少。 その後令和3年3月以降の度重なる故障により、6月以降の収容台数は約27台に減少。 機械式駐車場設備の修繕には、多額の費用と期間が必要。 駐車場需給調査により、当該駐車場を閉鎖しても利用圏域内(半径320m)は周辺駐車場で代替可能。 施設の閉鎖に向けて事業者と協議し、12月30日を最終営業日とすることで合意。 		
対象の区協議会	中区区協議会		
内 容	<p>旧東田町地下駐車場の閉鎖について、協議するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月30日をもって本施設を閉鎖することとする。 閉鎖後の施設の在り方については、撤去も含めて検討中である。 		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	令和3年12月30日（木）閉鎖		
担当課	交通政策課	担当者	大石 尚 電話 457-2910

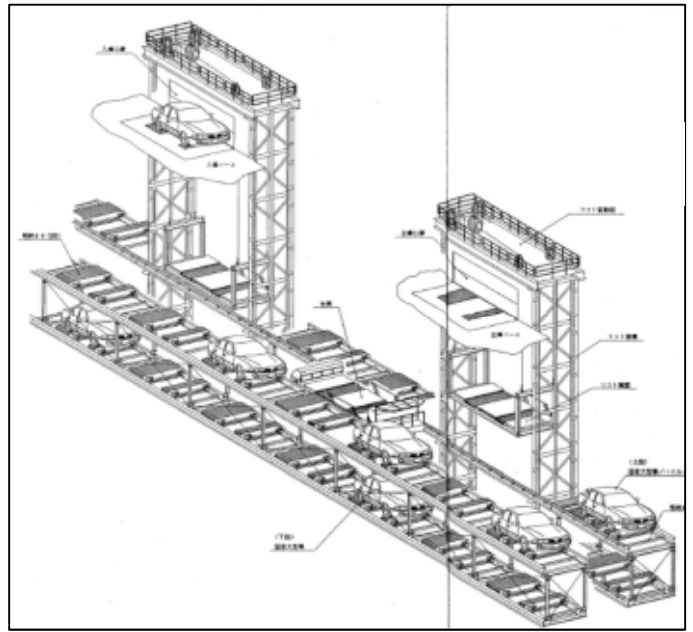
必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

東田町地下駐車場位置図



延べ面積	地上 1 階	93.630 m ²
	地下 1 階	3610.054 m ²
	地下 2 階	2531.200 m ²
計		6234.884 m ²

駐車機械設備 全体鳥瞰図



駐車車両は、地下 1 階部での操作により自動車専用リフトで地下 2 階に搬送され、東西走行パレットが動作し、車両が各車室に搬送される。

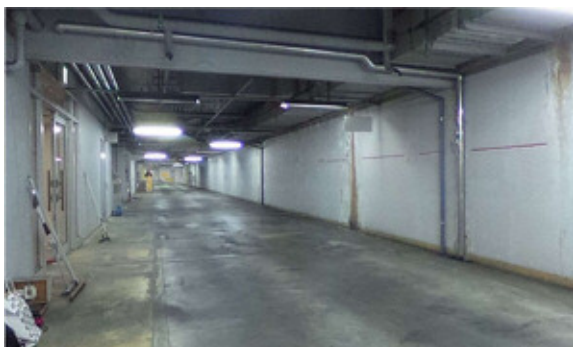
出入口スロープ



地下 1 階 待合スペース



地下 1 階 車路

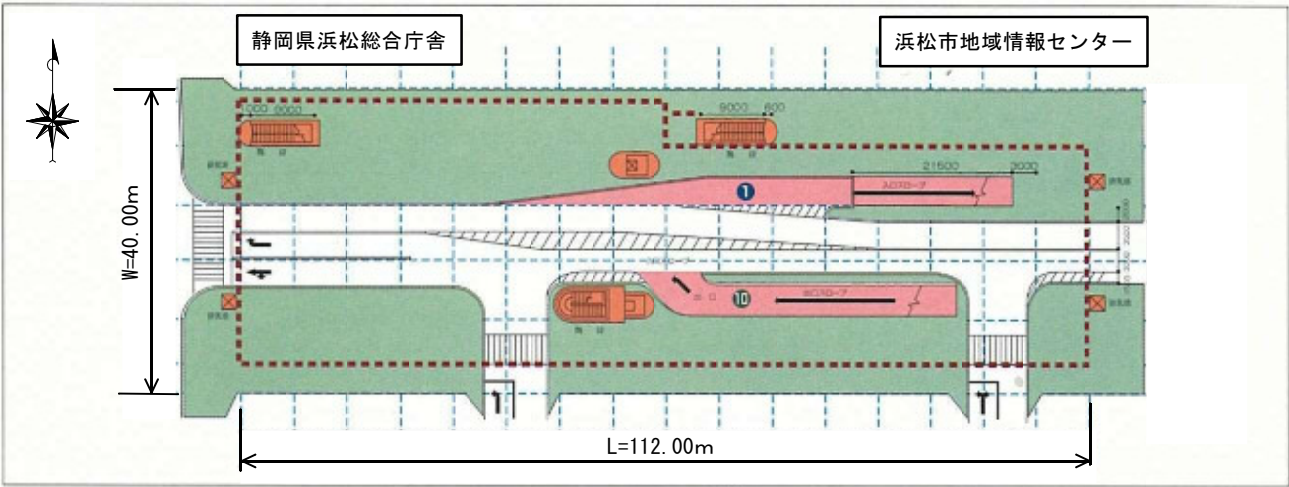


地下 2 階 格納ます全景

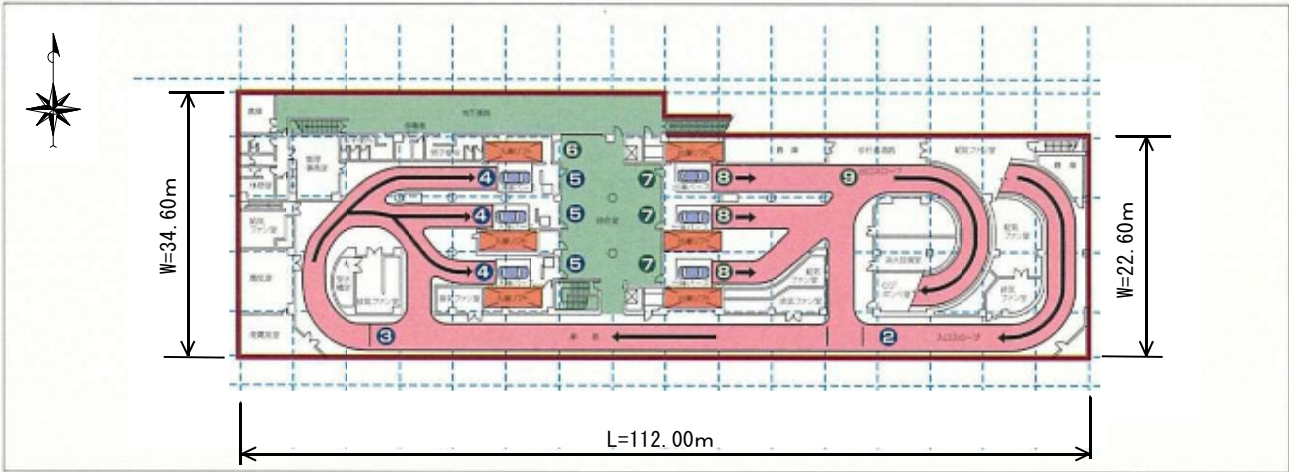


平面図

地上



駐車場地下1階



駐車場地下2階

